

2021年8月17日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG
(コード：9318 東証第2部)
問合せ先 IR 推進執行役員 山内 沙織
(TEL. 03-5534-9614)

2021年8月13日付け株式会社東京機械製作所の適時開示に添付された同日付け「貴社らの回答書について」に対する当社の見解

株式会社東京機械製作所（以下「東京機械製作所」といいます。）は、2021年8月13日付け東証適時開示「アジアインベストメントファンド株式会社らへの書簡の送付に関するお知らせ」（以下「TKS 適時開示（8/13）」といいます。）において、当社らが東京機械製作所に送付した2021年8月10日付け回答書（別紙1。以下「当社回答書(1)」といいます。）に対する回答として、2021年8月13日付け「貴社らの回答書について」（以下「TKS 書面2」といいます。）を当社らに送付したことを公表しております。

当社らは、昨日午前10時、東京機械製作所から、TKS 書面2を郵送にて受領いたしました。これを受けて、当社らは、昨日、東京機械製作所に対して、TKS 書面2に対する回答として、2021年8月16日付け回答書(2)（別紙2。以下「当社回答書(2)」といいます。）を送付いたしましたので、お知らせいたします。以下では、TKS 書面2に対する当社の見解及び今後の方針について御説明いたします。

なお、本適時開示において用いる略語等は、特に断らない限り、2021年8月6日付け東証適時開示「2021年8月6日付け株式会社東京機械製作所の適時開示についての当社の見解」（以下「当社適時開示（8/6）」といいます。）における定義と同一の意味を有するものとします。また、当社適時開示（8/6）において用いた「本件適時開示」という略語は、以下、「TKS 適時開示（8/6）」といい変えます。

記

1. 当社らから東京機械製作所に送付した書簡
 - ・別紙1：2021年8月10日付け回答書（当社回答書(1)）
 - ・別紙2：2021年8月16日付け回答書(2)（当社回答書(2)）

2. TKS 適時開示 (8/6) の記載について

東京機械製作所は、TKS 書面 2 において、TKS 適時開示 (8/6) の「記載は当社が認識する事実及び当該事実に基づく合理的な評価であり、撤回 (訂正開示) の必要性はないと判断しております。」と結論づけて、その理由を述べています。

しかしながら、東京機械製作所は、TKS 書面 2 において、当社らが当社回答書(1)において指摘した事情、すなわち、東京機械製作所が当社らに本件書面を通知した日 (2021 年 8 月 4 日。民法 97 条 1 項) が本件適時開示の公表日のわずか 1 日前であったこと、しかも、東京機械製作所が本件書面により当社らに提供を求めていた情報が「支配権を獲得した後の貴社らによる当社の経営方針等」という漠然性・広範性を有するものであり、当社らには本件書面に回答するために最低限必要な時間すら与えられていなかったこと、そのような中で東京機械製作所が TKS 適時開示 (8/6) を一方的に開示し、当社らから「全く説明がない」と断定したという事情を全く考慮することなく捨象して、「合理的な評価」であると強弁しています。

また、東京機械製作所は、TKS 書面 2 において、「そもそもそのような支配権取得の目的での買付けを実施される前に当社に対してご連絡・ご説明いただくこともお考えいただくべきものであり、その時間は十分にあったと思料しております」と記載しておりますが、東京機械製作所は、そのような「ご連絡・ご説明」の必要性について株主総会決議をしておらず (名古屋高決令和 3 年 4 月 22 日、名古屋地決令和 3 年 4 月 7 日参照)、かつ、当社らは、市場内取引 (立会取引) により上場株式会社である東京機械製作所の株式を適法に取得していることから、そのことで東京機械製作所の企業価値・株式共同の利益を損なうことになり得るとの推定が働くことはないため、東京機械製作所の当該記載が根拠 (法令・定款の定め及び株主意思) を欠くものであることは明らかです。

にもかかわらず、東京機械製作所が、TKS 書面 2 において、当社らによる東京機械製作所の株式取得の「『…目的ないしその結果が、当社の企業価値ないし株主共同の利益に反するおそれは否定できない』との評価は合理的なものであると考えております」と記載して、これを TKS 適時開示 (8/13) に添付して適時開示したことが、明らかに事実を歪曲するものであることは、異論の余地がないものといえます。

さらに、当社らは、2021 年 8 月 10 日に当社回答書(1)を FAX 送信した後、同日午前 10 時頃、東京機械製作所に受信確認の電話をした際、東京機械製作所の経営陣との面談の日程調整をお願いいたしました。そうしたところ、東京機械製作所の御担当者は、「社長は出張中であるため、日程調整はお待ちください。」と述べたまま回答もせず、TKS 適時開示 (8/13) をして、あたかも、当社側に非があるかのような強弁を繰り返しています。

以上のとおり、当社らといたしましては、東京機械製作所の TKS 適時開示 (8/13) 及び TKS 書面 2 を踏まえても、TKS 適時開示 (8/6) の記載が、事実を歪曲するものであり、一般株主・投資家を誤導して、当社らについて悪い印象付けをすることを企図した不当なもの

であるといわざるを得ません。

そこで、当社は、本日、東京機械製作所に対し、当社回答書(2) (別紙2) を送付し、再度、TKS 適時開示 (8/6) 及び同 (8/13) における記載に強く抗議するとともに、速やかにこれを撤回 (訂正開示) することを求めています。

3. 東京機械製作所との面談について

当社は、東京機械製作所から、TKS 書面 2 において、当社と東京機械製作所の経営陣との間で面談機会を設定いただく旨の打診を受け、また、本日午前に電話にて複数の候補日時を頂いており、調整のうえ、近日中に、面談を実施する予定です。

当社らといたしましても、当社回答書(1)に記載しましたとおり、引き続き東京機械製作所の現経営陣に経営を委ねた上で (当社は、取締役候補者を派遣することを予定していません。)、現経営陣の皆様と議論を重ねながら、株主総会における議決権を適切に行使することを通じて、東京機械製作所の企業価値・株式価値を向上することができるものと考えており、東京機械製作所現経営陣の皆様が、東京機械製作所の企業価値・株式価値を向上するために、どのような経営方針や事業計画をお持ちであるかにつきまして、お伺いし、これに対して当社の議決権行使方針などについて説明するなどして、建設的な対話を行いたいと考えております。

4. 株主名簿閲覧謄写請求

当社は、TKS 適時開示 (8/13) 及び TKS 書面 2 の記載からして、買収防衛策 (対抗措置) の名の下に、東京機械製作所の経営陣による恣意的判断がなされるおそれ大きいと考えており、かつ、何より、東京機械製作所の一般株主の権利や御意思が尊重されなければならないと考えていることから、当社らの考えに賛同する株主の皆様は、当社らの考えを直接お伝えし、当社らの考えに賛同する株主の皆様を募る必要があると考えております。

そこで、当社は、当社回答書(2) (別紙2) において、東京機械製作所の株主として、東京機械製作所に対し、会社法 125 条 2 項に基づき、東京機械製作所の最新の株主名簿 (東京機械製作所が直近で総株主通知請求をしたもの。おそらく、令和 3 年 8 月 16 日現在の株主名簿になると思われます。) の閲覧謄写を請求しております。

以上

2021年8月10日

株式会社東京機械製作所
代表取締役社長 都 並 清 史 殿

アジアインベストメントファンド株式会社
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン
アジア開発キャピタル株式会社
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン

回答書

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

アジアインベストメントファンド株式会社（以下「アジアインベストメントファンド」といいます。）及びアジア開発キャピタル株式会社（以下「アジア開発キャピタル」といい、アジアインベストメントファンドと併せて「当社ら」といいます。）は、株式会社東京機械製作所（以下「貴社」といいます。）から2021年8月4日に受領した書面「貴社らによる当社株式の取得について」（以下「本件書面」といいます。）に対し、以下のとおり回答します。

本件書面は、郵送により、同月4日正午、当社らに到達し、同日午後5時30分、当社らの担当役職員がその内容を了知しました。これを受け、当社らは、直ちに、弁護士も交えて検討に着手し、同月5日には回答書面（別紙）の作成を完了し、同月6日中の送付に向けて社内手続等の準備を進めていました。しかるところ、貴社が、同日午後6時45分、「アジアインベストメントファンド株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」を開示したため（以下この適時開示をしたことないし当該適時開示書面を「本件適時開示」といいます。）、当社らは、本件適時開示の内容を踏まえた回答を行う必要性が生じたと判断し、当該書面の送付を一旦留保することとしました。

本件適時開示において、貴社は、「当社は、アジアインベストメントファンドらに対し、2021年8月3日、当社株式の支配権取得を目的とされているのであれば、当社一般株主がアジアインベストメントファンドらの株式取得に応じるか否か検討することを可能にするために、当社の経営支配権を取得した後の経営方針等に関する情報を提供し、かつそれを検討するための考慮期間を確保するよう書面にて要請いたしました。が、アジアインベストメントファンドらからは、本日に至るまで何らの連絡はありません。このように、当社は、アジアインベストメントファンドらが、本買集めについて当社に何ら事前連絡なく行っており、その目的および諸条件について当社に一切の情報共有がなされておらず、また、本買集

【別紙1:当社回答書(1)】

め実施後の当社の経営方針等についても全く説明がないこと等に鑑みると、本買集めの目的ないしその結果が、当社の企業価値ないし株主共同の利益に反するおそれは否定できないものと認識しております。」と記載しています。

しかしながら、上記のとおり、当社らに本件書面が到達し（同月4日正午）これを了知した時（同日午後5時30分）から本件適時開示が公表されるまでの間がわずか1営業日しかなく、しかも、貴社が本件書面により当社らに提供を求めている情報は、漠然と「支配権を獲得した後の貴社らによる当社の経営方針等」というものにすぎません。それでは、貴社が提供を求めている情報の漠然性に照らしても、当社らは回答するために最低限必要な時間すら与えられたとはいえません。にもかかわらず、貴社が、本件適時開示において、当社らから「全く説明がない」と断定した上で、そのこと「等に鑑みると、本買集めの目的ないしその結果が、当社の企業価値ないし株主共同の利益に反するおそれは否定できない」と記載したことは、事実を歪曲するものであり、一般株主・投資家を誤導して、当社らについて悪い印象付けをすることを企図した不当なものであるといわざるを得ません。そこで、当社らは、貴社に対し、本件適時開示における上記記載に強く抗議するとともに、速やかにこれを撤回（訂正開示）するように求めます。また、当社らは、貴社に対し、本件書面に対し、本件適時開示を踏まえ、以下のとおり回答します。

アジアインベストメントファンドは、2021年7月13日、その親会社であるアジア開発キャピタルと共同保有する貴社の株券等の保有割合が5%を超えたため、同月20日に大量保有報告書を提出しました。

大量保有報告書及び変更報告書は、提出義務が生じた日の現況に基づいて記載するものであるところ、大量保有報告書の提出義務が発生した同月13日時点においては、当社らが共同保有する株券等保有割合は8.08%に留まっていたこともあり、保有目的は「純投資」であったことから、同月20日に提出した大量保有報告書には、保有目的をそのように記載しました。その後、同月14日には、当社らが共同保有する株券等保有割合が15.01%に至ったため、保有目的を「支配権の取得。ただし、現時点で、発行者に取締役候補者を派遣することを予定していない。」に変更したことから、同日を提出義務の発生日とし、同月21日に提出した変更報告書（及び同日以降に提出した変更報告書）には保有目的をそのように記載しました。

当社らとしましては、貴社の株式価値が、市場から著しく低廉に評価されていることから、引き続き貴社の現経営陣に経営を委ねた上で（当社らは、取締役候補者を派遣することを予定していません。）、貴社現経営陣と建設的な対話を重ね、株主総会における議決権を適切に行使することを通じて、貴社の企業価値・株式価値を向上することができるものと考え、貴社の支配権の取得を目的として、貴社株式の取得を行うに至りました。

また、当社らは、これまで、市場内取引（立会取引）により貴社株式を適法に取得しております。

【別紙1:当社回答書(1)】

この点について、貴社は、本件書面において、「経営支配権を確保した後の当社経営の方針等の…情報の提供をいただいている状況下において、一方的に、当社株式の買い増しを行うことに対しては、ご遠慮いただきたいと考えております。」と述べています。また、貴社は、本件適時開示において、「アジアインベストメントファンドらは、本対応方針導入時において、当社の議決権割合が20%以上となっておりますので、大規模買付者に該当し、新たな当社株式の取得等を行うことは大規模買付行為等にあたることとなります」、「大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。」と記載しています。しかしながら、当社らとしましては、当社らが貴社株式を取得したことが、貴社の企業価値・株式共同の利益を損なうものではないと考えております。また、貴社が本件適時開示により公表した「会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」（以下「本対応方針」といいます。）は、貴社取締役会決議限りで導入されたものであり、貴社株主総会決議を経たものではありません。したがって、本対応方針に定めた手続を遵守していないことを理由に、貴社取締役会決議限りで対抗措置の発動を決定して差別的取得条件等が付いた新株予約権の無償割当てを行うことは、近時の裁判例に照らせば、独立委員会の勧告を経ているか否かを問わず、事後的にせよ株主総会における株主意思の確認を経ない以上、会社法247条2号にいう不公正な方法による発行に該当して許されるものではないと考えております（東京高決令和3年4月23日、東京地決令和3年4月7日、東京地決令和3年4月2日）。

もともと、貴社から適正に情報の提供を求められた場合には、当社らは、株主共同の利益の観点から、これに回答するなど適正に対応させていただきます。

また、貴社から、本件書面において、当社らとの面談の機会を設けることを御提案いただいたと認識しております。当社らとしましても、貴社の株主として、真摯に貴社経営陣と建設的な対話を行う機会を頂きたいと考えております。つきましては、具体的な日程・場所等を御提案いただけますと幸甚でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

2021年8月6日

株式会社東京機械製作所
代表取締役社長 都 並 清 史 殿

アジアインベストメントファンド株式会社
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン
アジア開発キャピタル株式会社
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン

御連絡

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

アジアインベストメントファンド株式会社（以下「アジアインベストメントファンド」といいます。）及びアジア開発キャピタル株式会社（以下「アジア開発キャピタル」といいます。）は、株式会社東京機械製作所（以下「貴社」といいます。）から受領した2021年8月3日付け書面「貴社らによる当社株式の取得について」（以下「本件書面」といいます。）に関し、以下のとおり御連絡いたします。

アジアインベストメントファンドは、2021年7月13日、その親会社であるアジア開発キャピタルと共同保有する貴社の株券等の保有割合が5%を超えたため、同月20日に大量保有報告書を提出しました。

大量保有報告書及び変更報告書は、提出義務が生じた日の現況に基づいて記載するものであるところ、大量保有報告書の提出義務が発生した同月13日時点においては、当社らが共同保有する株券等保有割合は8.08%に留まっていたこともあり、保有目的は「純投資」であったことから、同月20日に提出した大量保有報告書には、保有目的をそのように記載しておりました。その後、同月14日には、当社らが共同保有する株券等保有割合が15.01%に至ったため、保有目的を「支配権の取得。ただし、現時点で、発行者に取締役候補者を派遣することを予定していない。」に変更したことから、同日を提出義務の発生日とし、同月21日に提出した変更報告書（及び同日以降に提出した変更報告書）には保有目的をそのように記載しました。

当社らといたしましては、貴社の株式価値は、市場から低廉に評価されていることから、貴社の企業価値を更に向上していくことができると考え、貴社の経営支配権の取得を目的として、貴社株式の取得を行うに至った次第です。貴社は、本件書面において、当社らが貴社の経営支配権を確保した後の経営の方針等について情報の提供をいただかない状況下において、一方的に貴社株式の買い増しを行うことを御遠慮いただきたいと述べられており

ます。もっとも、当社らは、市場内取引（立会取引）により貴社株式を適法に取得しており、今後も適法に買い進めていくことを予定しておりますが、そのことが貴社の企業価値ひいては株式共同の利益を損なうものではないと考えております。もっとも、貴社から適正に情報の提供を求められた場合には、当社らは、株主共同の利益の観点から、これに回答するなど適正に対応させていただきますので、今後とも、当社らが貴社株式を買い進めることにつきまして御理解ください。

また、貴社から、本件書面において、当社らとの面談の機会を設けることを御提案いただいたものと認識しております。当社らといたしましても、貴社の株主として、真摯に貴社の経営に関与してまいりたいと考える所存であり、是非とも、貴社の現経営陣の皆様との建設的な対話の機会を頂きたいと考えております。つきましては、具体的な日程・場所等を御提案いただけますと幸甚でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

2021年8月16日

株式会社東京機械製作所
代表取締役社長 都 並 清 史 殿

アジアインベストメントファンド株式会社
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン
アジア開発キャピタル株式会社
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン

回答書(2)

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

当社は、貴社の2021年8月13日付け東証適時開示「アジアインベストメントファンド株式会社らへの書簡の送付に関するお知らせ」(以下「TKS 適時開示(8/13)」といいます。)に添付された同日付け「貴社らの回答書について」(以下「TKS 書面2」といいます。)に対し、以下のとおり回答します。

なお、本書面において用いる略語等は、特に断らない限り、当社らが貴社に対して送付した2021年8月10日付け回答書(以下「当社回答書(1)」といいます。)における定義と同一の意味を有するものとします。また、当社回答書(1)において用いた「本件適時開示」という略語は、以下、「TKS 適時開示(8/6)」といい変えます。

1. 本件適時開示の記載について

貴社は、TKS 書面2において、TKS 適時開示(8/6)の「記載は当社が認識する事実及び当該事実に基づく合理的な評価であり、撤回(訂正開示)の必要性はないと判断しております。」と結論づけて、その理由を述べています。

しかしながら、貴社は、TKS 書面2において、当社らが当社回答書(1)において指摘した事情、すなわち、貴社が当社らに本件書面を通知した日(令和3年8月4日。民法97条1項)が本件適時開示の公表日のわずか1日前であったこと、しかも、貴社が本件書面により当社らに提供を求めていた情報が「支配権を獲得した後の貴社らによる当社の経営方針等」という漠然性・広範性を有するものであり、当社らには本件書面に回答するために最低限必要な時間すら与えられていなかったこと、そのような中で貴社がTKS 適時開示(8/6)を一方的に開示し、当社らから「全く説明がない」と断定したという事情を全く考慮することなく捨象して、「合理的な評価」であると強弁しています。

また、貴社は、TKS 書面2において、「そもそもそのような支配権取得の目的での買付けを実施される前に当社に対してご連絡・ご説明いただくこともお考えいただくべきもので

【別紙2: 当社回答書(2)】

あり、その時間は十分にあったと思料しております」と記載しておりますが、貴社は、そのような「ご連絡・ご説明」の必要性について株主総会決議をしておらず（名古屋高決令和3年4月22日、名古屋地決令和3年4月7日参照）、かつ、当社らは、市場内取引（立会取引）により上場株式会社である貴社株式を適法に取得していることから、そのことで貴社の企業価値・株式共同の利益を損なうことにはなり得るとの推定は、いかなる意味においても働かないといえます。そこで、貴社の当該記載は、法令・定款及び株主意思という根拠を欠くとともに、株式会社東京証券取引所が買収防衛策の遵守事項について定めた有価証券上場規程440条に反する疑いがあります。

にもかかわらず、貴社が、TKS書面2において、当社らによる貴社株式の取得の「『…目的ないしその結果が、当社の企業価値ないし株主共同の利益に反するおそれは否定できない』との評価は合理的なものであると考えております」と記載してこれをTKS適時開示(8/13)に添付して適時開示したことは、明らかに事実を歪曲するものであり、不適切開示であることは、異論の余地がないものといえます。

さらに、当社らは、2021年8月10日に当社回答書(1)をFAX送信した後、同日午前10時頃、貴社に着信確認の電話をした際、貴社経営陣との面談の日程調整のお願いをしたところ、貴社担当者は、「社長は出張中であるため、日程調整はお待ちください。」と述べたまま回答もせず、TKS適時開示(8/13)をして、あたかも、当社側に非があるかのような強弁を繰り返しています。

以上のとおり、当社らといたしましては、貴社のTKS適時開示(8/13)及び本件書面2を踏まえても、TKS適時開示(8/6)の記載が、事実を歪曲するものであり、一般株主・投資家を誤導して、当社らについて悪い印象付けをすることを企図した不当なものであるといわざるを得ないことには変わりはなく、再度、TKS適時開示(8/6)及び同(8/13)における記載に強く抗議するとともに、速やかにこれを撤回（訂正開示）することを求めます。

2. 貴社との面談について

当社らと貴社経営陣との間で、面談機会を設定いただくことにつきまして、承知いたしました。当社らといたしましても、当社回答書(1)に記載しましたとおり、引き続き貴社の現経営陣に経営を委ねた上で（当社らは、取締役候補者を派遣することを予定していません。）、株主総会における議決権を適切に行使することを通じて、貴社の企業価値・株式価値を向上することができるものと考えており、貴社現経営陣の皆様が、貴社の企業価値・株式価値を向上するために、どのような経営方針や事業計画をお持ちであるかにつきまして、お伺いし、これに対して当社の議決権行使方針などについて説明するなどして、建設的な対話を行いたいと考えております。

面談スケジュールにつきまして、本日午前にお電話で複数の候補日時を頂きましたので、速やかに調整してお電話により連絡いたします。

3. 株主名簿閲覧謄写請求

当社は、TKS 適時開示 (8/13) 及び本件書面 2 の記載からして、買収防衛策 (対抗措置) の名の下に、貴社経営陣による恣意的判断がなされるおそれ大きいと考えており、かつ、何より、貴社の一般株主の権利や御意思が尊重されなければならないと考えていることから、当社らの考えに賛同する株主の皆様、当社らの考えを直接お伝えし、当社らの考えに賛同する株主の皆様を募る必要があると考えております。つきましては、当社は、貴社株主として、貴社に対し、会社法 125 条 2 項に基づき、貴社の最新の株主名簿 (貴社が直近で総株主通知請求をしたもの。おそらく、令和 3 年 8 月 16 日現在の株主名簿になると思われます。) の閲覧謄写を請求します。

敬具